

週報

「信じます。

不信仰なわたしを、
お助けください」。

(マルコによる福音書第9章24節)



〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

koudou@gamma.ocn.ne.jp

小さな手大きな手

九州教区 常置委員会様

九州教区 総会議長

日下部 遣志 様

届けられた「小さな教会にとって不都合な制度は突き崩しせるのか?! / 九州教区の挑戦」という集会案内で、「九州地区が提出した二種(二重)教職制問題に関する教団総会議案」のことを知りました。

その議案について、お願いしたところ、早速届けていただき、ありがとうございました。

1月18日(日)の集会にも参加を検討しましたが、17日(土)から実施している「大地震子ども追悼 藪本栄衛 童子展」もあり、参加できませんでした。

以下、議案を読ませていただき、いくつかの感想を述べさせていただきます。

例えば、兵庫教区は、言われているいわゆる「教団紛争」などの経緯で、補教師であり続ける教師について、「当該」教会の決定があれば、補教師の聖霊典執行を認めることを常置委員会、教区総会で了承・決定していますから、「不都合な制度の壁は」は、ある程度「突き崩す」ことにはなっています。

こうしてある程度は、「突き崩す」ことになったのには、それなりの長い「三委員会連絡会」の議論も踏まえてのことでした。

で、何を踏まえたのか。

三委員会連絡会の議論の中心の一つは、信仰告白問題で、それは「信仰を基準とする」と、「様々な立場を切り捨てない」、ないしは認める」と言う両者の「せめぎ合い」でもあって、白熱した議論が積み重ねられてきていました。ちなみに、議案の提案理由の「三委員会連絡会」の構成を、「教師委員会」「教師検定委員会」「信仰職制委員会」としていますが、実際は、問題当事者も加えた四者で構成されていました。これはとても大事なことです。

その議論は、例えば制度としての二種(二重)教職制に止ま

らず、「信仰告白とは」に止まらず、「教会とは」「教職とは」「信徒とは」などにまで、広く、深く及ばざるを得ませんでした。

例えばこうして広く、深く及んだ議論では、改正案の「第9条、本教団の教師は、神に召された正規の手続きを経て献身し、按手礼を領した者とする」の一言一句も、議論の中心から外される事はありませんでした。

「教師」とは

「神に召され」とは

「正規の続きを経て」とは

「献身」とは

「按手礼」とは

など、その一言、一言一句の理解を巡っても、議論がなされました。そのどれ一つをとっても「自命のことである」と言う事はあり得なかったのです。

二種(二重)教職制と言うのは、そもそも教職制というのは、何か自命のものがあって、それを問わないところで、唯一成り立っている制度なのです。

だから、これは、「神の主よりも国権を上位に置いた過ち」ではなく、そもそもが「教会の信仰に基づく内的希求ないし、信仰的決断」であれば、何とでも自己理解は可能になる。その結果の二種(二重)教職制なのです。

当然、現行であれ、改定であれ、「…神に召された正規の手続きを経て献身し」は、それを保証するものがあるとするれば、単に「私」以外にあり得ません。ですから、議論は、せいぜいその「私」を尊重するとならざるを得ません。

それが認められないからこそその二種(二重)なのではないでしょうか。

話は、飛躍するかもしれませんが、統一教会にせよ、オウムにせよ、「神に召された正規の手続きを経て献身し」に近いことを誰が(たとえば教祖)が、あたかも確信があるかのように断言した時、かなりの人たちがそれになびいて、統一教会的なもの、オウムのものが、形づくりに違いありません。

その意味では、教憲9条の改定案も、そこから全く自由であるとは思えません。

2026年1月23日

菅澤 邦明